

○伊達市技能功労者表彰実施要綱

平成20年 7 月10日

告示第164号

(目的)

第1条 この要綱は、永年にわたり同一の職業に従事し、技能を通じて本市の産業の発展に功労顕著な者を表彰することによって、広く一般に技能尊重の気風を浸透し、技能者の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、技能功労者表彰及び優秀技能者表彰とする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象となる者は、市内に居住し、かつ、市内の事業所に勤務するもので、平成23年を始期として隔年の9月1日現在において次の各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 技能功労者表彰

- ア 技能者として同一の職種に25年以上従事しており、年齢55歳以上の者
- イ 国家検定による資格又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能資格等を有する者若しくは北海道の認定制度による農業、漁業及び林業の認定資格を有する者
- ウ 卓越した技能を有し、後進の模範と認められる者
- エ 同一の職種において指導的立場にある者
- オ 次号に定める優秀技能者表彰を受けた場合にあっては、当該表彰を受けた年度から起算して5年以上経過している者

(2) 優秀技能者表彰

- ア 技能者として同一の職種に15年以上従事しており、年齢40歳以上の者
- イ 国家検定による資格又は職業能力開発促進法に基づく技能資格等を有する者若しくは北海道の認定制度による農業、漁業及び林業の認定資格を有する者
- ウ 優秀な技能を有し、他の技能者の模範と認められる者
- エ 同一の職種にあって将来を嘱望されている者

2 前項の規定にかかわらず、技能に関する工夫、改善等により労働者の地位の向上及び産業の発展並びに生産性の向上に寄与し、前項に規定する者と同等の功績があると認められる者は、これを表彰することができる。

(対象職種)

第4条 表彰の対象とする職種は、別表のとおりとする。ただし、市長が適当と認めるときは、同表に定める職種以外の者であっても、これを表彰することができる。

(被表彰候補者の推薦)

第5条 前条に規定する職種に従事する者で構成する団体（以下「職種団体」という。）は、当該団

体の構成員に表彰の対象となる者がある場合は、市長に推薦するものとする。

2 職種団体のない職種に従事している者及び職種団体に加入していない者については、事業主又は個人による推薦ができるものとする。

3 前2項により被表彰候補者を推薦しようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成し市長に提出しなければならない。

- (1) 伊達市技能功労者推薦書（様式第1号）
 - (2) 伊達市技能功労者推薦調書（様式第2号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （選考）

第6条 市長は、選考にあたり、特に必要と認めたときは、技能に関して識見を有する者の意見を聴取し、被表彰者を決定するものとする。

（表彰の期日）

第7条 表彰は、平成23年を始期として隔年の技能の日（11月10日）に行う。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（被表彰者死亡の場合の措置）

第8条 この要綱により被表彰者となった者が表彰前に死亡したときは、これを追彰し、表彰状等を遺族に贈るものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日告示第54号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月14日告示第152号）

この告示は、平成27年9月14日から施行する。

附 則（令和元年8月27日告示第64号）

この告示は、令和元年8月27日から施行する。

附 則（令和4年2月22日告示第21号抄）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第4条関係）

区分	職種
1 農林漁業関係	農業、漁業、林業、その他農林漁業関係の職業
2 建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、建築図面製作、塗装、路面表示施工、広告美術仕上げ、その他建設関係の職業
3 窯業・土石関係	ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造、その他窯業・土石関係の職業
4 金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、金属材料試験、その他金属加工関係の職業
5 一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、木工機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、その他一般機械器具関係の職業
6 電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図、その他電気・精密機械器具関係の職業
7 食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、その他食料品関係の職業
8 衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、その他衣服・繊維製品関係の職業
9 木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、畳製作、漆器製造、表装、その他木材・木製品・紙加工品関係の職業
10 プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形、その他プラスチック製品関係の職業
11 貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作、貴金属・装身具関係の職業

12 印刷製本関係	製版、印刷、製本、その他印刷製本関係の職業
13 その他	ウェブデザイン、キャリア・コンサルティング、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、レストランサービス、ビル設備管理、園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾、その他の技能的職種（理容師、美容師、着付師、給仕従事者、販売店員、情報処理技能者（プログラマー）等）

備考 管理的職業従事者が主として管理以外の技能を要する職種に直接従事している場合は、当該直接従事している技能を要する職種に分類すること。